

# 平成31年度 調布市立石原小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

**○いじめ防止対策に関する法令等**

- ・いじめ防止対策推進法
- ・東京都いじめ防止対策推進条例
- ・調布市子ども条例
- ・調布市教育委員会教育目標及び基本方針
- ・調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項等

**目指す児童・生徒像**  
一人ひとりのちがいを認め明るく元気に生活し、誰とでも仲良く助け合うことのできる子供

**○目標策定の方針**  
児童の実態(子供らしく素直な児童が多い。学区に児童養護施設、母子支援施設を抱え、困難な成育歴を抱える児童が多い。)や保護者、地域の願い(誰とでも仲良く力を合わせて学校生活を送ってほしい。)にそった目標の策定

**いじめ防止等に関する学校の目標**

- 「するを許さず」いじめを許さない心・「されるを責めず」いじめられている子を責めない心・「いじめに第三者なし」「いじめはいけない」と言える心を育む
- 児童一人一人に向き合い、いじめの小さな芽を摘み、解消していく
- ☆いじめ防止等の対策のための組織・・・生活指導部 学校運営連絡会

**いじめの未然防止・早期発見のために**

**○教職員の指導力の向上**

- ・いじめの未然防止のための視点(人権教育プログラム)を利用した年3回の研修、いじめ発見のチェックシートの活用)

**○学校の組織的対応**

- ・生活指導部での情報交換
- ・毎週の生活指導夕会での情報交換

**【いじめの未然防止】**

- ・校内委員会の定期的な実施
- ・いじめ防止対策委員会の設置(校長・副校長・主幹・養護教諭・生活指導部担当・学級担任・カウンセラー)
- ・学級活動の時間を生かしての児童の自己理解、他者理解を深める取り組みの工夫 ・あいさつ運動(6・11月)
- ・児童会の取組(月替わりでの毎朝の校門前のあいさつ当番、児童会のポスター、スローガン等)
- ・アンケートの実施時期(毎学期に一度実施、児童の学校評価)
- ・情報モラル教育の推進 スマートフォン等を使用した SNS の利用の仕方 保護者への働きかけ(学校説明会・保護者会・学校便り・セーフティ教室等)
- ・5年生の児童が人権標語を毎年作成し、6年次に学校のフェンスに掲示 ・「いのちと心の教育月間」の取り組み(12月)
- ・全学級での「いじめに関する授業」の実施(年3回 6月・11月・2月)

**【早期発見】**

- ・日々の看護当番の見回り、日誌での情報交換・各担任と学年主任、専科教諭、各主事との日常的な情報交換
- ・毎週の生活指導夕会での情報交換・「いじめ相談窓口」の開設 担当者、児童・生徒・保護者・地域への周知方法(4月の学校便り) ・ふれあい月間(6・11月・2月)におけるアンケート調査の実施
- ・小学校5年生の児童におけるスクールカウンセラーによる全員面接の実施

**○スクールカウンセラーとの連携**

- ・児童・生徒の実態把握やケアの取組内容(転入後すぐの情報交換・実態把握・現状報告)
- ・1学期の5年生全員面接

**○保護者・地域との連携**

- ・月に一度の公開行事または授業公開・学校だより・学年だより
- ・健全育成委員会、地区協議会、PTA との連携

**\*重大事態への対処**

**●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順**

- ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
- ②被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討、実施
- ③加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討
- ④警察や児相等との連携
- ⑤緊急保護者会の開催

**具体的ないじめへの対応(早期発見, 重大事態への対応)**

**生活指導主任会報告内容「B事案」の場合(いじめを認知し、学校で組織的に対応する場合)**

<p><b>①実態把握の観点</b></p> <p>朝の会、各学習時間など学校生活全体で担任がいじめ発見のチェックシートを活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員相互の密な情報交換</li> <li>・アンケートによる実態把握</li> <li>・スクールカウンセラーとの情報交換</li> <li>・保護者との連携</li> </ul>	<p><b>②指導・支援の基本姿勢</b></p> <p>看護当番日誌、生活指導夕会を生かしての情報収集、組織を生かしての情報の共有</p> <p>被害者、加害者双方からの情報収集、実態把握</p> <p>組織を生かして、担任と共に指導・支援</p>	<p><b>③&lt;被害児童・生徒の支援&gt;</b></p> <p>夕会を生かしての全校教職員での情報共有、</p> <p>カウンセラーの活用</p> <p>保護者との連携</p> <p><b>&lt;加害児童・生徒の指導&gt;</b></p> <p>担任と生活指導主任等が同席しての児童聞き取り、指導 保護者との連携</p>
---	---	---

**生活指導主任会報告内容「C事案」の場合(教育委員会や関係諸機関と連携して対応する場合)**

**●関係諸機関との連携**

連携機関⇒指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等(必要に応じて、調布学園、皐月母子支援施設、児童館、学童保育所)

年間指導計画													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
<b>各教科</b>	調布特別支援学校との交流						「いのちと心の教育」						
	高齢者ふれあいさんとの交流(年間)						SOSの出し方に関する教育DVDを活用した授業						
<b>生活指導</b>	ふれあい月間						ふれあい月間			いのちと心の教育		ふれあい月間	
<b>学校行事</b>	入学式 始業式		運動会		終業式		始業式		展覧会	終業式	始業式	修了式 卒業式	
<b>特別活動</b>	集団生活のルール		ふれあい月間		夏休みの過ごし方		ふれあい月間		ふれあい月間	冬休みの過ごし方		ふれあい月間	
	防災の授業									いのちと心の教育		春休みの過ごし方	
<b>道徳</b>	防災の授業		いじめに関する授業				いじめに関する授業		いのちと心の教育		いじめに関する授業		
									道徳授業地区公開講座		道徳授業地区公開講座		
<b>家庭・地域</b>	保護者会		健全育成地区懇談会									道徳授業地区公開講座	
			個人面談				保護者会			保護者会		保護者会	

